

各局等企画担当部長 殿

政策企画局政策調整部長  
総務局総合防災部長

### 緊急事態宣言等に伴う都立施設等の取扱いについて（通知）

都立施設等の取扱いについては、令和3年4月12日付事務連絡「まん延防止等重点措置適用に伴う都立施設等の取扱いについて（通知）」によりお知らせをしたところです。

この度、国から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、都として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年4月23日付）」（以下「緊急事態措置等」という。）を定めました。

については、緊急事態措置等に基づき、下記のとおり、速やかに対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 都立施設等の取扱い

貴局が所管する都立施設のうち、美術館、博物館等については、休館とすること。劇場、ホール、運動施設等については、無観客によるイベント開催の場合を除き、原則休館とする。既に予約が入っている場合も、同様の取扱いとする。

#### 2 都主催イベントの取扱い

都立施設以外で開催予定のイベントについては、真に止むを得ない場合を除き、延期、中止、無観客又はオンライン開催とすること。

#### 3 参考

イベントを中止した主催者への対応については、必要に応じ、国の制度を紹介されたい。  
（参考 経済産業省 J-LODlive2 補助金 <https://j-lodlive2.jp/>）

#### 4 その他

東京ビッグサイト、東京国際フォーラム、東京スタジアムの3施設についても、本通知の趣旨を踏まえて、対応されるようお願いする。

#### 【問合せ先】

（都立施設の取扱いに関すること）

政策企画局政策調整部政策調整課 東・荻原（内）21-336

（緊急事態措置等に関すること）

総務局総合防災部防災管理課 下山・飛田（内）25-981